

設計業務委託特記仕様書

1. 委託業務名 重要文化財（建造物）八坂神社絵馬堂耐震補強実施設計業務
2. 業務場所 京都市東山区祇園町北側 625 番地
3. 対象施設 重要文化財 八坂神社絵馬堂
4. 履行期間 契約日から 令和 8 年 12 月 28 日
5. 業務内容 「重要文化財（建造物）八坂神社絵馬堂耐震診断事業」（令和 5 年度所有者実施）で作成された耐震補強案に基づき、耐震補強工事の実設計及び監理補助を行う。

(総 則)

第 1 条 本業務の履行にあたっては、本特記仕様書によるほか、「公共建築設計業務委託共通仕様書（令和 6 年改定）」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）（以下、「共通仕様書」という。）、「業務仕様書」によるものとする。

(適用基準)

第 2 条 実施設計においては、建築基準法その他の関係法令並びにそれらに基づく条例等の規定を遵守し、その他については下記の基準を適用する。

- 1 「重要文化財（建造物）耐震診断指針」
（平成 11 年文化財保護部長裁定、平成 24 年改正）
- 2 「重要文化財（建造物）耐震基礎診断実施要領」
（平成 13 年文化財保護部建造物課長裁定、平成 24 年改正）
- 3 「重要文化財（建造物）耐震診断・耐震補強の手引」
（平成 25 年文化庁文化財部参事官発行、平成 29 年改訂）

(管理技術者の資格要件)

第 3 条 本業務の技術上の指揮・監督を司る管理技術者の資格要件は次のとおりとする。なお、受託者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

- 1 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下同じ。）第 2 条第 2 項に規定する一級建築士
- 2 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第 5 条第 1 項第一号に規定する国土交通大臣の登録を受けた講習（以下、「登録資格者講習」という。）で、耐震診断を実施する建築物の構造形式に対応したものを修了している者、かつ、耐震診断・補強に関して深い知識と経験を有する者とする。また、平成 27 年度以降において、歴史的建造物(*)の限界耐力計算を用いた耐震調査診断及び耐震補強実施設計業務に係る完了実績を有すること。

(*) 国又は地方公共団体によって指定あるいは登録を受けている建造物、またはこれらに準じる伝統的建造物。

(協力事務所等)

第4条 受注者は、業務の一部を協力事務所等に委託しようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。この場合、業務仕様書等の規定により再委託してはならない部分は委託できない。

(提出書類)

第5条 契約時、業務中及び請求時に提出する書類は、京都府が定める「建築設計業務等委託提出書類書式集（京都府建設交通部営繕課）」の様式による。

(業務計画書)

第6条 受注者は、契約締結後14日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。業務計画書には、次の内容を添付する。

- 1 委託業務着手届
- 2 業務工程表
- 3 管理技術者通知書
- 4 管理技術者経歴書
- 5 管理技術者・主任技術者実績
- 6 再委託者がある場合は、業務委託承諾願及び協力事務所技術者に関する書類

注1) 業務計画書に記載する管理技術者及び主任技術者の建築士については、免許証・登録資格者講習修了証明書（以下、「免許証等」という。）の写しを添付すること。

注2) 注1の添付した免許証等については、免許証等の原本と本人確認書類を提示し、監督職員の確認を受けること。

注3) 業務を再委託する場合は、『建築設計業務等委託提出書類書式集（京都府建設交通部営繕課）』設委様式-3「業務委託承諾願」を提出し、あらかじめ発注者の承諾を得ること。

注4) 協力事務所に所属する建築士については、業務委託承諾願に免許証の写しを添付すること。

注5) 協力事務所に所属する建築士については、受注者において免許証の原本と本人確認書類の照合を行い、確認結果を報告すること。

注6) 建築士の免許証等の原本確認にあたり、原本の提示が行えない場合等には監督職員に報告すること。

注7) 建築士の免許証等の確認が出来ない場合には、本業務の担当者として認めない場合があるので注意すること。

注8) 担当技術者の実績及び手持として記載する業務は、平成27年度以降の重要文化財建造物の耐震診断業務及び耐震補強実施設計業務を記載すること。

- 2 受注者は、業務実施工程表の作成（変更の場合を含む）にあたっては、あらかじめ監督職員と協議を行うものとする。また、再委託者がある場合には、再委託者と十分協議した上で作成すること。

(資料等の貸与及び返却)

第7条 貸与する資料等は、業務仕様書に示すとおりとする。

(打合せ及び記録)

第8条 打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出すること。

- a. 業務着手時（業務計画書提出時）
- b. 監督職員及び主任技術者が必要と認めたとき
- c. 成果品納入時

なお、a、cにおいては、原則として管理技術者が立ち会うものとする。

(成果物等の提出)

第9条 受注者は業務完了後、速やかに耐震補強実施設計をまとめ、履行期限までに提出をす

る。提出する成果物は下表のとおりとし、事前に監督職員の確認を受けた上で提出する。図面には設計者名を記名して提出すること。

番号	成果物名	正本	副本	電子納品
1	提出物一覧	1部	2部	PDF
2	耐震補強実施設計報告書			
	特記仕様書・工事概要書	1部	2部	JWW or PDF
	構造仕様書・構造設計図	1部	2部	JWW + PDF
	構造検討書	1部	2部	JWW + PDF
	概要報告書（修理工事報告書用）	1部	2部	Word+ PDF
3	構造設計図原図	1部	縮小 A4 版 2部	JWW + PDF
3	工事積算数量算出書・工事積算数量調書	1部	2部	Excel+PDF
4	工事費内訳書・内訳明細書等	1部	2部	Excel+PDF
5	専門工事等見積書・比較表	1部	2部	Excel+PDF
6	関係機関との連絡調整打合せ記録	1部	2部	PDF
7	設計協力者名簿及び打合せ記録	1部	2部	PDF
8	各調査記録書（現地調査）	1部	2部	PDF
9	実験又は強度試験等を行った場合は、その内容及び結果をまとめた報告書	1部	2部	PDF
10	監理補助業務報告書	1部	2部	PDF

（その他）

第10条 本業務は、文化財建造物の保存修理事業の一環であることを十分に理解した上で、耐震補強により重要文化財（建造物）としての文化財的価値を損なわないように本来の材料、工法・仕様、意匠を尊重して設計を行うこと。

2 受注者は、業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。

3 本業務に関連するもので必要と思われるものについては、監督職員と協議の上で、監督職員の指示のもと行うものとする。

業務仕様書

I 業務概要

1 業務名称

重要文化財（建造物）八坂神社絵馬堂耐震補強実施設計業務

2 業務場所

京都市東山区祇園町北側 625 番地

3 業務内容

「重要文化財（建造物）八坂神社絵馬堂耐震診断事業」（令和5年度所有者実施）で作成された耐震補強案に基づき、耐震補強工事の実施設計及び工事監理補助を行う。

II 業務仕様

1 実施設計業務の詳細

(1) 業務計画

①貸与資料に基づき、既往成果（建物概要、現況図、解析結果、耐震性能評価、補強案）を把握する。

②当該業務の目的及び趣旨を把握するとともに本仕様書に示す業務内容を確認の上、京都府が定める「建築設計業務等委託提出書類書式集（京都府建設交通部営繕課）」業務計画書を作成し、監督職員の承認を得る。

(2) 現地踏査

既往成果を踏まえて現地踏査を行い、現況施設、近隣構造物、地形等、実施設計にあたって必要となる情報を把握し、整理すること。

(3) 詳細設計の検討（再委託不可）

令和5年度に実施された「重要文化財（建造物）八坂神社絵馬堂耐震診断事業」で作成された補強案及び（2）の結果を踏まえ、耐震補強実施設計を行う。

検討にあたっては、重要文化財の価値を保存することを最優先とし、既存の材料・仕様・工法・意匠を出来る限り損なわないよう、補強の方法・位置・数量などを検討しなければならない。また、可逆的な手法の選択に努め、コスト、施工性、耐久性、維持管理の容易性も十分考慮すること。補強工法や補強位置などの検討にあたっては、監督職員と十分協議を行い、事前に補強の概要を示す概略図等を作成し、監督職員の承諾を得たうえで設計図を作成すること。

(4) 図面・構造検討書の作成

(3)の結果などを踏まえて、設計図、詳細図及び仕様書等の耐震補強工事の発注に必要な図面を作成する。工事発注に際して留意すべき設計条件等は、図面に記載すること。また、補強後の耐震性能を確認し、構造検討書を作成する。

(5) 数量計算書の作成

実施設計の結果に基づき、工事積算数量算出書、工事積算数量調書を作成する。

(6) 工事費内訳書の作成

(5)に基づいて、工事費内訳書を作成する。使用材料については、建設物価、積

算資料に掲載されている材料を優先し、引用箇所を内訳書の備考欄に記載すること。
 なお、見積りが必要となる材料を使用する場合は、見積り提出可能な業者（3社）を参考資料として添付すること。

(7) 報告書作成 **(再委託不可)**

受託者は、(1) から (6) のそれぞれの業務が完了した後、速やかに当該業務の成果を取り纏め、「Ⅲ 業務スケジュール」に示した期日までに監督職員に提出すること。

提出されたCADデータについては、本設計に係る工事の受注者に貸与し、施工図、完成図の作成及び完成後の維持管理に使用する。

2 監理補助の詳細

当該実施設計に基づく耐震補強工事に係る設計監理の補助として、施工前協議、施工図の確認、施工者からの質疑対応、施工確認等を行うものとする。また、現場の状況等により補強内容に変更の必要が生じた場合は、変更内容を反映した設計図を作成し、必要に応じて再度構造解析等を行い耐震性能の確認を行う。

当該業務の成果として監理補助業務報告書を作成し、履行期限までに監督職員に提出すること。

3 資料等の貸与及び返却

資料の名称	数量	貸与及び返納場所	期間	摘要
「重要文化財（建造物）八坂神社絵馬堂耐震診断等業務報告書」（令和5年度）				
耐震診断等業務報告書	1式	文化財保護課	業務着手時から業務完了日まで	紙
補強案概算工事費大内訳	1式			紙
一般図・軸組図	1式			紙 JWWデータ
地質調査報告書	1式			紙
構造計算プログラム資料 (表計算・構造計算書-現況) 構造計算プログラム名称: SEIN La CREA (立体フレーム解析) (株)NTT データ Version3, 0, 3, 31	1式			紙

Ⅲ 業務スケジュール

- 1 工事費内訳書・数量書・見積書等提出 令和8年5月30日
- 2 仕様書・設計図等（発注用）提出 令和8年6月30日
- 3 業務委託履行期日 令和8年12月28日

IV 添付資料

「重要文化財（建造物）八坂神社絵馬堂耐震診断等業務報告書」（令和5年度）
（概要版）

（別表）

業務対象建物

建物名称	構造・規模	面積（㎡）
重要文化財 八坂神社 絵馬堂 1棟	桁行七間、梁間二間、入母屋造、 北面下屋付、棧瓦葺	平面積 147.55㎡ 軒面積 275.45㎡ 屋根面積 365.02㎡